第十九条　施行日前に開始された第二条の規定による改正前の船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査の結果施行日以後に新船舶安全法第十条第一項の規定による船舶検査証書の交付を受けることができる船舶であって、同条第三項の国土交通省令で定める事由により従前の船舶検査証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けることができなかったものに係る従前の船舶検査証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日前に開始された第三条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第十二条後段の検査の結果施行日以後に第三条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「新国際航海船舶等保安法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる新国際航海船舶等保安法第四条に規定する国際航海日本船舶であって、新国際航海船舶等保安法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかったものに係る従前の船舶保安証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十一条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十一号中㈥を㈨とし、㈦を㈧とし、㈥を㈦とし、㈤の次に次のように加える。

㈥　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数一件につき九万円

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「平成二十二年新法第十九条の二十五」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十五の三」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十二年新法第十九条の二十五」を「海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三」に改める。

附則第十条中「新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文」を「海洋汚染等防止法第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。

（地球温暖化対策基本法の一部改正）

第二十五条　地球温暖化対策基本法の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条第一項及び附則第四条の規定　全ての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日

二　附則第七条の規定　この法律の公布の日又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の施行の日のいずれか遅い日

附則中第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第七条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）」を「地球温暖化対策基本法（平成二十四年法律第　号）」に改める。

財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針（第九条）
第三章　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策（第十条―第十六条）
第四章　骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（第十七条―第二十九条）
第五章　臍帯血供給事業（第三十条―第四十三条）
第六章　造血幹細胞提供支援機関（第四十四条―第五十二条）
第七章　雑則（第五十三条・第五十四条）
第八章　罰則（第五十五条―第六十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢（しょう）血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯（さい）血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「移植に用いる造血幹細胞」とは、移植に用いる骨髄、移植に用いる末梢血幹細胞及び移植に用いる臍帯血をいう。

2　この法律において「移植に用いる骨髄」とは、造血幹細胞移植（造血機能障害を伴う疾病その他の疾病であって厚生労働省令で定めるものの治療を目的として造血幹細胞を人に移植することをいう。以下同じ。）に用いるために採取される人の骨髄をいう。

3　この法律において「移植に用いる末梢血幹細胞」とは、造血幹細胞移植に用いるために厚生労働省令で定める方法により末梢血から採取される人の造血幹細胞をいう。